

大樹町空家対策総合支援事業

補助金交付のご案内

大樹町では、町内に存在する未利用の空家等の撤去を促進し、安全で安心な地域社会の確保および住環境の向上並びに地域活性化に寄与することを目的とし、補助金制度を創設します。

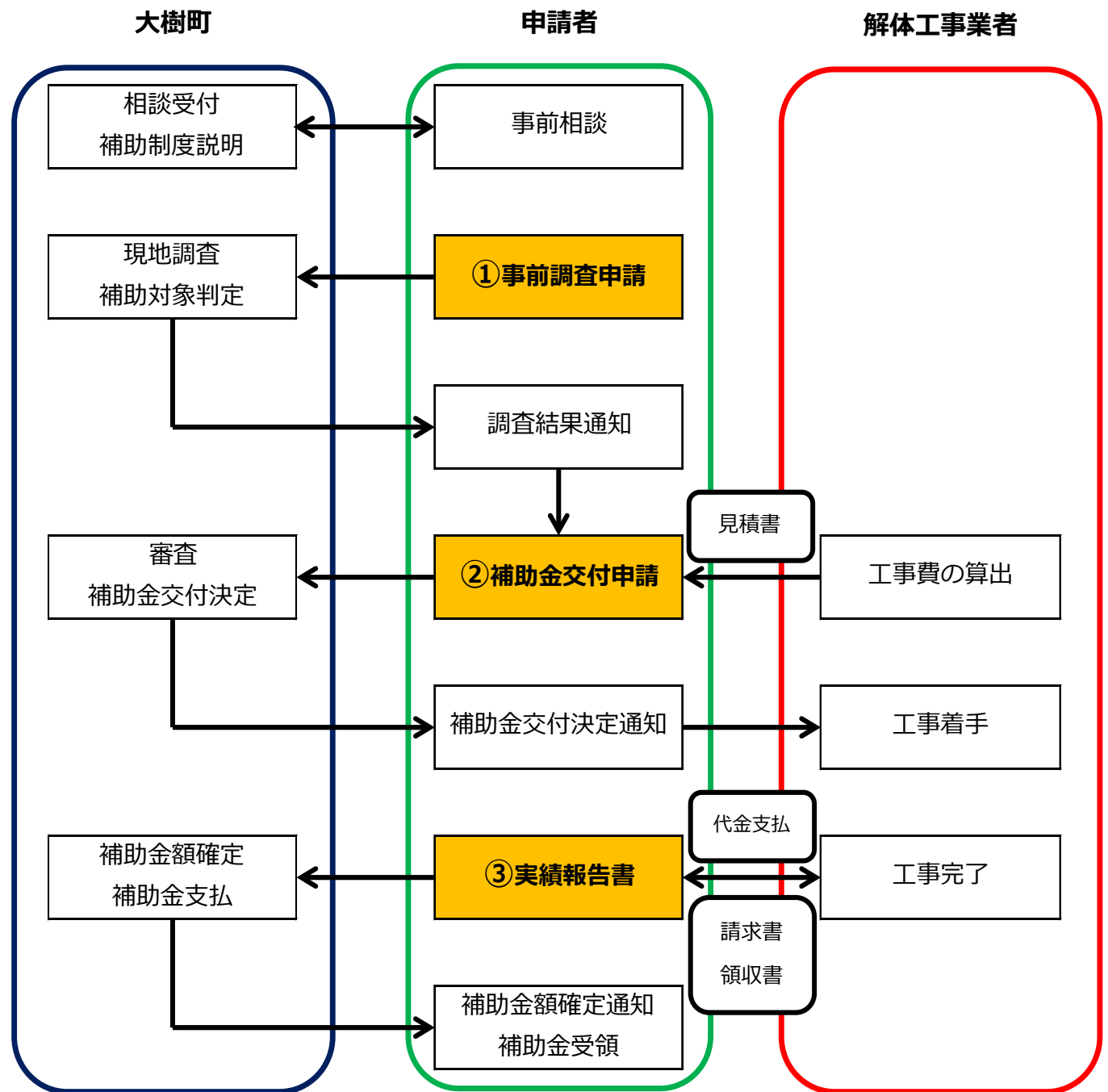
- 【受付期間】 4月1日～11月30日まで（ご相談はいつでも承ります）
- 【申請先】 大樹町役場1階 建設水道課 管理係（受付時間8：30～17：15）
- 【対象者】 次の各事項の要件を備えていること。
（1）空家等の所有者または相続人
（2）所有者が町税等を滞納していない者
（3）所有者および同居の親族が暴力団関係者でないこと
（4）過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
（5）解体後の土地の有効活用につとめること
- 【対象建物】 次の各事項の要件を備えていること。
（1）大樹町内に建設されている建物であること
（2）町が特定空家等や老朽危険住宅として認定したもの
（3）事業の用に供していた建物でないもの
（4）公的補償費の対象でないもの
（5）関連又は重複する補助金等を受けていないもの
- 【対象工事】 次の各事項の要件を備えていること。
（1）解体する工事を行うために必要な資格を有している町内事業者が行う工事であること
（2）申請者と事業者が請負契約を締結すること
（3）この補助金を受けようとする年度の3月10日までに完了する工事であること
- 【補助金額】 補助金は補助対象経費（消費税除く）の2分の1とし、上限は50万円です。（千円未満切捨）

要綱や申請書の様式は、大樹町ホームページからダウンロードできます。

https://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/kensetsu/kanri/akiya_taisaku_hozyo.html

大樹町役場 建設水道課 管理係 ☎01558-6-2118(直通)

○手続きのフロー



申請書類のチェック

① 事前調査申請書に添付する書類

- 所有者であることを証明する書類（建物の登記簿の写し等）
- 建築物等の位置図、配置図、平面図及び現況写真

② 補助金交付申請書に添付する書類

- 住民票の写し
- 町税等の滞納がないことを証明する書類
- 解体工事の見積書の写し
- 暴力団員でないことの誓約書
- 同意書（所有者や相続人が複数いる場合や借地の場合）

③ 実績報告書に添付する書類

- 工事写真（着工前、工事中、完了後）
- 工事請負契約書の写し
- 工事代金の領収書または請求書の写し

大樹町空家対策総合支援事業

Q & A

Q 1 : 補助対象となる空家はどのような空家ですか？

A 1 : 老朽化して倒壊等の危険があり、概ね1年以上使用していない空家が対象です。
補助対象となるかは事前申請に基づいて町で調査し、判定します。

Q 2 : 解体する空家の中に古い家具等が置いたままになっていますが家具等の処分費用も補助対象になりますか？

A 2 : 家具等の処分費用は対象になりません。

Q 3 : 牛舎や専用店舗などの事業用の建物は補助の対象になりますか？

A 3 : 事業用の建物は対象になりません。

Q 4 : 住宅の一部が店舗となっていますが補助の対象になりますか？

A 4 : 延床面積に占める住居部分の床面積が2分の1以上であれば対象になります。
住居部分が2分の1以下の場合は住居部分の解体のみ対象になります。

Q 5 : 古い住宅の車庫のみ解体したいのですが補助の対象になりますか？

A 5 : 附属建物のみを解体する場合は対象になりません。

Q 6 : 古い住宅を倉庫や物置として使用していますが補助の対象になりますか？

A 6 : 現在使用している建物は対象になりません。

Q 7 : 大樹町外の業者に解体を依頼したいのですが補助の対象になりますか？

A 7 : 大樹町外の業者の場合は補助の対象になりません。

Q 8 : 補助金はいくら交付されますか？

A 8 : 除却工事費から消費税相当額を除いた額（補助対象経費）の1/2に相当する額（1,000円未満の端数があるときは切り捨てる）とし、50万円を限度とします。

Q 9 : 補助金は現金ですか？

A 9 : 補助金は現金で、口座振込で支払います。

Q 10 : 補助要件「解体後の土地の有効活用につとめる」とはどのようなことですか？

A 10 : 新しい住宅を建設したり、一定の期間内に土地を活用する第三者に売却することを指します。売却先がすぐに見つからない等のやむを得ない事情により空地としておく場合は草刈をする等適切に土地を管理していただくことが条件となります。

Q 11 : 遠方に住んでおり調査の立会が難しいのですが

A 11 : 敷地内や建物への立ち入りに同意をいただければ町職員で調査を行いますが、建物内の確認も必要となりますので、建物のカギを管理している方に代理人になっていただく等の対応が必要です。

Q 12 : 建物の所有者が亡くなっており、相続登記の手続きをしていませんが補助の対象になりますか？

A 12 : 相続人であれば補助の対象になります。ただし相続人が複数いる場合は全員の同意をいただくことが条件です。

Q 13 : 共同名義の住宅を解体します。共有者も補助対象者になりますか？

A 13 : 共同名義の住宅の場合、補助の対象は共有者のいずれか 1 人に限ります。また、解体に関する共有者全員の同意書や共有者全てに町税等の滞納がないことが条件です。

Q 14 : この補助事業はいつまで継続しますか？

A 14 : 大樹町空家等対策計画の中間期に合わせ、令和 9 年度（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月）で事業の見直しを予定しています。
令和 10 年度以降の事業については現時点では未定です。

問合せ先：大樹町役場 建設水道課 管理係

電話 01558-6-2118(直通)